

「平成 20 年度包括外部監査報告書」の概要

テーマ「基金の財務事務について」の概要

I. 監査の概要

1. 包括外部監査人および補助者の指名、資格

職務	氏名	資格
包括外部監査人	荒木 幸介	公認会計士
以下補助者	千歳 睦男	公認会計士
	山元 修一	公認会計士
	河喜多 保典	公認会計士
	吉川 栄一	公認会計士
	星野 誠之	公認会計士
	入江 佳隆	公認会計士
	井手 智晴	事務職員
	黒澤 小百合	事務職員

2. 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定による包括外部監査

3. 選定した事件（テーマ）

基金の財務事務について

ただし、監査対象とした基金と関連性が深い関連団体等を含む。

4. 事件（テーマ）を選定した理由

熊本県は、平成 17 年 2 月に平成 17 年度から 21 年度の 5 年間を取組期間とする「熊本県行財政改革基本方針」を策定し、行財政改革に取り組んでいる。この熊本県行財政改革基本方針に基づき、国の「三位一体の改革」による地方税財政制度の構造変革に対応するとともに、真に必要な県民サービスの維持・充実を図りつつ、将来にわたって県の行政課題に的確に対応していくため、財政構造の見直しを行っている。

その中で、特定目的基金について、今後の財政需要に見合った適正な基金規模を検証しながら、運用方法や基金規模等の制約を見直し、特定目的基金の設置趣旨に沿った積極的な運用を図るとしている。

今後、極めて厳しい財政状況が予測されるなか、県の特定目的基金の見直しが県民サービスの維持・充実を図るために適切に実施されているかどうかを、基金に関して合规性・経済性・効率性・有効性等の視点から調査報告することは県民の利益にとって有用であると判断し、本テーマを選定した。

5. 監査対象とした基金等

監査対象とした基金の選定に当たって、平成 19 年度末で基金財産が存在する基金だけ

でなく、平成17年度から平成19年度までに基金財産が存在した基金を監査対象とした。その結果、平成19年度末には基金財産が存在しない職員等退職手当基金、土地開発基金の2基金を加え、25基金を監査対象とした。

さらに、基金の運用は出納局会計課が一元的に管理運用していることから、その運用状況に関しても監査対象とした。

(監査対象基金)

No.	基金の種類	所管課	国庫原資割合	頁数
1	財政調整基金	財政課		13
2	職員等退職手当基金	財政課		15
3	県有施設整備基金	財政課		18
4	県債管理基金	財政課		20
5	災害基金	財政課		22
6	災害救助基金	健康危機管理課		24
7	高等学校実習基金	高校教育課		27
8	育英資金貸与基金	高校教育課		29
9	環境保全基金	環境政策課	1/2	32
10	地域福祉基金	健康福祉政策課		34
11	幹線道路整備基金	監理課		36
12	ふるさと・水と土保全基金	農村整備課	1/3	38
13	林業担い手育成基金	林業振興課		41
14	用品調達基金	管理調達課		45
15	土地開発基金	管財課		47
16	美術品取得基金	文化課		53
17	熊本港周辺海域漁業振興基金	港湾課		55
18	介護保険財政安定化基金	高齢者支援総室	1/3	58
19	中山間地域等直接支払基金	農村整備課	10/10	60
20	森林整備地域活動支援交付金基金	森林整備課	10/10	65
21	国民健康保険広域化等支援基金	医療政策総室	1/2	67
22	産業廃棄物税基金	廃棄物対策課		68
23	水とみどりの森づくり基金	農林水産政策課		69
24	障害者自立支援対策臨時特例基金	障がい者支援総室	10/10	74
25	緑の基金	都市計画課		76

6. 監査の着眼点

- (1) 基金の設置目的は法令等に基づき適切か。
- (2) 基金の積立、取崩しは条例等に基づき適切か。
- (3) 補助金等の交付手続きは条例等に基づき適切か。
- (4) 補助事業等（委託契約を含む）の運営は適切か。
- (5) 基金財産は効率的に運用されているか。
- (6) 基金の存続は必要か。

II 監査の結果と意見

1. 過去5年間の基金財産の推移

過去5年間の基金財産の推移は、以下の通りである。

(過去5年間の基金財産の推移)

(単位：百万円)

区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	所管課
1. 財政調整基金	2,818	1,823	1,827	1,835	1,850	財政課
2. 職員等退職手当基金	134	134	135	0	0	財政課
3. 県有施設整備基金	487	488	3,842	16,135	16,331	財政課
4. 県債管理基金	35,276	37,300	36,381	30,952	23,688	財政課
5. 災害基金	2,105	1,605	2,106	1,664	1,933	財政課
6. 災害救助基金	625	630	630	632	618	健康危機管理課
7. 高等学校実習基金	68	70	71	72	72	高校教育課
8. 育英資金貸与基金	431	356	308	263	232	高校教育課
9. 環境保全基金	400	400	400	364	359	環境政策課
10. 地域福祉基金	2,625	2,148	1,964	1,901	1,692	健康福祉政策課
11. 幹線道路整備基金	3,912	3,400	2,027	1,170	773	監理課
12. ふるさと・水と土保全基金	1,602	1,597	1,591	1,586	1,583	農村整備課
13. 林業担い手育成基金	642	614	588	561	540	林業振興課
14. 用品調達基金	20	20	20	20	20	管理調達課
15. 土地開発基金	18,082	18,082	18,082	10,796	0	管財課
16. 美術品取得基金	562	562	563	565	568	文化課
17. 熊本港周辺海域漁業振興基金	917	868	820	772	725	港湾課
18. 介護保険財政安定化基金	2,517	3,016	3,570	4,373	5,108	高齢者支援総室
19. 中山間地域等直接支払基金	847	9	160	305	417	農村整備課
20. 森林整備地域活動支援交付金基金	560	545	384	227	465	森林整備課
21. 国民健康保険広域化等支援基金	423	549	550	553	557	医療政策総室
22. 産業廃棄物税基金	0	0	0	168	260	廃棄物対策課
23. 水とみどりの森づくり基金	0	0	136	196	170	農林水産政策課
24. 障害者自立支援対策臨時特例基金	0	0	0	1,539	949	障がい者支援総室
25. 緑の基金	0	0	0	0	598	都市計画課
合計	75,060	74,225	76,165	76,661	59,518	

2. 各基金の指摘事項（総括）

各基金の指摘事項を監査の着眼点からまとめると、以下のようになる。

(1) 基金の設置目的は法令等に基づき適切か。

基金の種類	指摘事項	頁数
財政調整基金	財政調整用基金（4基金）について	14
県有施設整備基金	基金の積み立て方法について	19

(2) 基金の積立、取崩しは条例等に基づき適切か。

基金の種類	指摘事項	頁数
県債管理基金	満期一括償還債の基金積立ルールについて	21
	基金運用利息の積み立てについて	21
災害基金	基金積立額について	23
高等学校実習基金	必要基金残高の選定について	28
育英資金貸与基金	基金残高について	30
環境保全基金	基金の使用方法について	33

土地開発基金	平成18年度の債権放棄（熊本県土地開発公社に対する貸付金）について	48
	平成19年度各財産管理分掌者へ引渡した土地について	51
美術品取得基金	基金財産の買い戻しについて	54
障害者自立支援対策臨時特例基金	執行額の返納について	75
緑の基金	仕組債の基金積立額について	77

(3) 補助金等の交付手続きは条例等に基づき適切か。

基金の種類	指摘事項	頁数
熊本港周辺海域漁業振興基金	補助事業の支出確認について	56
介護保険財政安定化基金	介護保険料未納額に対する資金交付について	59
中山間地域等直接支払基金	交付金の対象となった事業の評価方法について	63
森林整備地域活動支援交付金基金	市町村の検査体制の支援について	66
緑の基金	基金の取り崩しについて	77

(4) 補助事業等（委託契約を含む）の運営は適切か。

基金の種類	指摘事項	頁数
林業担い手育成基金	高校生対象の研修事業の参加募集について	43
	見積入札について	44
	旅費の委託契約の方法について	44
水とみどりの森づくり基金	業務委託契約の方法について	71

(5) 基金財産は効率的に運用されているか。

基金の種類	指摘事項	頁数
災害救助基金	基金を用いて備蓄している救援物資の管理について	25
	備蓄物資の備蓄及び量について	26
緑の基金	運用資産について	76

(6) 基金の存続は必要か。

基金の種類	指摘事項	頁数
県債管理基金	基金存続の必要性について	21
地域福祉基金	基金の存続について	35
幹線道路整備基金	基金存続の必要性について	37
用品調達基金	基金廃止について	46
美術品取得基金	基金財産の取り崩しについて	54
熊本港周辺海域漁業振興基金	基金の終了後について	57
介護保険財政安定化基金	基金残高について	59
国民健康保険広域化等支援基金	基金の廃止について	67

(7) その他

基金の種類	指摘事項	頁数
職員等退職手当基金	退職手当の財源について	15
育英資金貸与基金	貸付金の回収について	31
ふるさと・水と土保全基金	広報活動について	40
林業担い手育成基金	森林組合幹部に対する研修の必要性について	43
美術品取得基金	特定芸術家の作品収集について	54
水とみどりの森づくり基金	補助金業務の支出後のモニタリングについて	72

	事業実績の公開の内容について	72
出納局会計課	預金及び有価証券の残高について	78
	地域振興局等に対する釣銭現金について	79

(8) 監査意見に添えて提出する意見

基金の種類	指摘事項	頁数
育英資金貸与基金	奨学金制度について	31
中山間地域等直接支払基金	重点的な支援について	64

3. 監査結果のまとめ

(前文省略)

そこで、本年度の包括外部監査では、財政調整用4基金を含む特定目的基金について、今後の財政需要に見合った適正な基金規模を検証しながら、運用方法や基金規模等の制約を見直し、特定目的基金の設置趣旨に沿った積極的な運用が図られているか検証した。

主な監査結果は、下記のとおりである。

<主な監査結果>

(1) 基金の積極的活用について（果実運用型基金から取崩型基金への転換等）

県は、平成17年度より特に次の6基金を挙げて基金の積極的活用に取り組んできている。

環境保全基金	条例を改正するとともに環境省の承認を得て取崩型基金へ転換し、積極的な活用ができるよう努力しているが、環境保全の重要性が高まる中で事業規模が十分とはいえない。
県立高等学校実習基金	平成16年度に8,995千円の取り崩しを行ったが、その後は取り崩しが行われておらず、十分な活用ができていないか疑問である。
ふるさと・水と土保全基金	その事業目的は国土の保全、自然や文化資源等を維持するなど多様な公益的機能を果たし、近年、注目を集めている環境問題にも関連し、実施する事業の重要性は非常に高いと思われる。しかし、現在の低金利状況においては、運用益のみでは必要な事業資金の確保は難しく、果実運用型基金から取崩型基金への転換を行うことを検討する必要がある。
林業担い手育成基金	その事業目的は森林の適正な管理を確保するため、林業の担い手を育成することにある。また、森林の適正な管理により、木材の生産以外に水資源のかん養等の公益的機能を果たし、県民生活の向上に大きな役割を果たしている。平成18年度に取り崩しの上限を撤廃し、より積極的な事業への活用を行ってきている。今後の課題としては、より効果の上がる利用の仕方を模索する必要がある。

地域福祉基金 幹線道路整備基金	平成 17 年度から「行財政改革基本方針」に基づく基金の積極的活用による基金の取り崩しが行われている。しかし現状水準の取崩しが行われれば近い将来に基金の残高がゼロとなる可能性があることから、今後の事業展開、基金のあり方について検討する必要がある。
--------------------	---

上記のように、限られた財源をもとに事業を展開していることから、各年度で使用できる財源は限られたものとなり、十分な事業が実施できていないことが懸念される。また、現状水準での取り崩しを継続した場合、近年中には基金の残高がゼロとなる可能性が高い基金も存在している。基金の残高がゼロとなった時点で事業を中止するのか十分な検討を実施し、今後の対応を取る必要がある。

(2) 適正な基金規模の検討（最低積立額の見直し）

美術品取得基金	平成 19 年度末の基金残高は 568 百万円であるが、過去 5 年間の美術品の購入実績は最高額で年約 29 百万円程度で、購入実績に対して基金残高が大きい。過剰に積み立てられていると判断される部分については、取り崩しも検討する必要がある。
介護保険財政安定化基金	平成 18 年度、平成 19 年度と 2 年続けて貸付及び交付が発生していない。基金の造成に関して、国庫原資が 1/3 繰り入れられていることを考慮しつつ、適正な基金規模の検討が必要であると思われる。

上記基金については、現状の使用実績に比して基金の残高が過大となっていると判断されるものである。熊本県の財政が逼迫している現状においては、各基金が預金的に財源を確保し、部分最適化することは望ましくなく、熊本県の財政全体としての均衡を図る必要がある。今後 10 年以内に使用する見込額を超過する部分は一般財源に繰り入れる等、適正な基金残高の規模を再度検討する必要がある。

(3) 類似基金の一元管理（統合）について

現在、基金については、それぞれ設立の趣旨が異なることから、使用目的も区別され、別々に管理されている。しかし、事業分野をより大きく捉えることで同じ目的の範疇で管理できるとも考えられる。より大きな財源とすることで、より大きな事業展開も可能となる。また、基金の管理に関する手間も省けることから、コスト面でのメリットも期待される。今後基金を一括管理することを検討する必要がある。

(4) 基金の廃止について

幹線道路整備基金	平成 17 年度から熊本県行財政改革基本方針に基づく基金の積極的活用により、平成 21 年度には枯渇することが予想される。幹線道路整備基金条例に規定されていない幹線道路整備事業は一般財源等が充てられていること、現在進行中の行財政改革において財政調整用基金として当基金の取り崩しが行われていること等を考慮し、当基金の存続は残高が枯渇するまでが相当と考えられる。
用品調達基金	熊本県行財政改革基本方針に基づく平成 19 年度実施計画における特定基金の見直しの中で、用品調達は一般会計での調達に移行するとしている。 平成 20 年度までに物品調達システムの構築を進め、平成 21 年度以降において用品調達基金は廃止予定である。
熊本港周辺海域漁業振興基金	平成 33 年度をもって終了することが決定している。
国民健康保険広域化等支援基金	平成 14 年度の基金設置以来、当基金事業は一度も実施されていない。基金の造成に対して国庫原資割合が 1/2 繰り入れられているが、事業の実施がないことを考慮し、基金の廃止を検討する必要があると思われる。
障害者自立支援対策臨時特例基金	障害者自立支援法の着実な定着を図るため、平成 18 年度に全額を国から交付された交付金を財源として、平成 20 年度までの特別対策事業を実施するための基金である。なお平成 20 年度に平成 23 年度まで事業が延長された。よって、基金は、平成 23 年度終了後精算し平成 24 年 12 月末に廃止予定である。

上記基金については、過去設立時に存在した基金を必要とする環境が、時代の変遷とともに変化してしまい、現時点では基金の存在意義が低くなってしまっているものである。現代のように環境の変化が著しい時代にあっては、どうしても基金を必要とする環境も変化してしまうことは避けられない。上記基金については今後廃止を検討するか、残高がゼロとなった時点で事業を中止すべきと考える。

また、その他の基金についても、定期的に設立時に必要とされた環境が変化し、現状では存在意義が低下していないか、定期的に見直す必要がある。

テーマ 出資団体等に対する監査 「財団法人 熊本県立劇場」の概要

I. 監査の概要

1. 包括外部監査人および補助者の氏名、資格

職務	氏名	資格
包括外部監査人	荒木 幸介	公認会計士
以下補助者	千歳 睦男	公認会計士
	河喜多 保典	公認会計士
	星野 誠之	公認会計士
	井手 智晴	事務職員
	黒澤 小百合	事務職員

2. 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定による包括外部監査

3. 選定した事件（テーマ）

出資団体等に対する監査 「財団法人熊本県立劇場」

4. 事件（テーマ）を選定した理由

出資団体等は、県の行政を補完又は代行する組織、あるいは地域振興や産業支援を担う組織としてこれまで重要な役割を果たしてきた。しかし、2007 年 10 月に端を発したサブプライムローン問題により世界的な不況に陥り、熊本県の財政も逼迫している状況のなか、今後熊本県として文化事業をどのように進めていくべきか見直しが必要となってきた。このような状況において、文化事業を担う財団法人熊本県立劇場に関して、合規性・経済性・有効性等の視点から調査報告することは県民の利益に有用であると判断し、本テーマを選定した。

5. 監査の着眼点

今年度の包括外部監査のテーマとして「出資団体等に対する監査」を選定したが、より詳細な吟味を可能とするために、以下のような具体的な着眼点をもって監査を実施している。

- ① 財団の運営面の合規性・経済性・有効性等
- ② 収入面の有効性
- ③ 支出面の経済性
- ④ 資産管理の合規性
- ⑤ 財務安全性
- ⑥ 内部統制の有効性

Ⅱ. 財団法人熊本県立劇場の概況

No.	項 目	内 容																																																								
1	所在地	熊本市大江2丁目7番1号																																																								
2	所轄部署	熊本県 地域振興部 文化企画課																																																								
3	設立	昭和57年6月11日																																																								
4	出資財産	40,000千円 設立時に熊本県が20,000千円を出資 平成17年度に特定資産20,000千円を基本財産に組み入れた																																																								
5	理事長	小堀富夫（熊本県文化協会長）																																																								
6	役員及び職員数	理事 9名 職員 14名 監事 2名 臨時・嘱託等 12名 評議員 11名																																																								
7	法人の目的	1. 県民の福祉及び文化の向上を図ること。 2. 指定管理者（地方自治法第244条の2第3項の指定管理者をいう。以下同じ。）として公立文化施設の管理を行うこと。 (財団法人熊本県立劇場寄付行為第3条)																																																								
8	事業内容	1. 舞台芸術等芸術文化の振興に関する事業 2. 優れた舞台芸術を県民に提供する事業 3. 地域文化の振興に関する事業 4. 県民の文化活動の振興に関する事業 5. 芸術文化情報の収集及び広報に関する事業 6. 公立文化施設の管理運営に関する事業 7. その他法人の目的を達成するために必要な事業 (財団法人熊本県立劇場寄附行為第4条)																																																								
9	財務状況	<p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成14年度</th> <th>平成15年度</th> <th>平成16年度</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>流動資産</td> <td>66,216</td> <td>102,867</td> <td>71,049</td> <td>69,558</td> <td>55,680</td> <td>47,928</td> </tr> <tr> <td>固定資産</td> <td>354,078</td> <td>316,617</td> <td>278,356</td> <td>210,523</td> <td>200,418</td> <td>201,724</td> </tr> <tr> <td>資産合計</td> <td>420,294</td> <td>419,484</td> <td>349,405</td> <td>280,081</td> <td>256,098</td> <td>249,053</td> </tr> <tr> <td>流動負債</td> <td>61,195</td> <td>100,710</td> <td>66,251</td> <td>56,864</td> <td>48,948</td> <td>40,470</td> </tr> <tr> <td>固定負債</td> <td>88,077</td> <td>95,758</td> <td>103,520</td> <td>111,952</td> <td>97,585</td> <td>99,878</td> </tr> <tr> <td>正味財産</td> <td>271,021</td> <td>223,015</td> <td>179,634</td> <td>111,265</td> <td>110,166</td> <td>108,705</td> </tr> <tr> <td>負債及び正味財産合計</td> <td>420,294</td> <td>419,484</td> <td>349,405</td> <td>280,081</td> <td>256,098</td> <td>249,053</td> </tr> </tbody> </table>		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	流動資産	66,216	102,867	71,049	69,558	55,680	47,928	固定資産	354,078	316,617	278,356	210,523	200,418	201,724	資産合計	420,294	419,484	349,405	280,081	256,098	249,053	流動負債	61,195	100,710	66,251	56,864	48,948	40,470	固定負債	88,077	95,758	103,520	111,952	97,585	99,878	正味財産	271,021	223,015	179,634	111,265	110,166	108,705	負債及び正味財産合計	420,294	419,484	349,405	280,081	256,098	249,053
	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度																																																				
流動資産	66,216	102,867	71,049	69,558	55,680	47,928																																																				
固定資産	354,078	316,617	278,356	210,523	200,418	201,724																																																				
資産合計	420,294	419,484	349,405	280,081	256,098	249,053																																																				
流動負債	61,195	100,710	66,251	56,864	48,948	40,470																																																				
固定負債	88,077	95,758	103,520	111,952	97,585	99,878																																																				
正味財産	271,021	223,015	179,634	111,265	110,166	108,705																																																				
負債及び正味財産合計	420,294	419,484	349,405	280,081	256,098	249,053																																																				

Ⅲ. 監査の結果と意見

1. 財団の運営面について

(1) 行政サービス実施コスト計算書

(2) リスク管理マニュアルの作成の必要性について

劇場・ホールが固有に有するリスクとしては、施設の老朽化のリスク、自主事業の赤字のリスク、災害発生のリスク等、様々なリスクが想定されるが、現状明確なリスク管理マニュアルは存在しておらず、十分なリスクマネジメントがなされているとはいえない状況にあった。

施設の所有・管理者として熊本県及び施設を管理している財団が責任を問われる場合も想定される。早急にリスク管理に関するマニュアルの作成が望まれる。

(3) 危機管理マニュアルの内容の見直しについて

危機管理マニュアルが作成され運用されているが、内容を確認したところ、職員数の多い昼間を前提に作成されていた。夜間公演のように職員の数が減少する時間帯に事故が発生した場合に、不在職員の役割をだれが代替するか明確になっていない。

夜間も観客数の多い公演が多く行われていることから、職員数が少ない夜間の公演についても十分な危機管理がなされる必要がある。

(4) 県立劇場の管理における熊本県とのリスク負担関係について

2. 収入面について

(1) 収入の状況

熊本県の財政状況が逼迫している現状にあつて、今後も県がこのような大きな負担を維持継続できるかは疑問である。熊本県の負担を少しでも軽減させるための施策を検討する必要がある。

(県からの収入)

管理業務受託収入	361,842,000円	前年度同額
事業受託収入	58,000,000円	前年度同額
計	419,842,000円	前年度同額

(2) 法人税申告における収益事業について

3. 支出面について

(1) 管理費支出について

① 人件費支出（退職給付費用を除く）

当財団は「熊本県一般職員等の給与に関する条例（昭和 26 年 2 月 1 日条例第 2 号）」の行政職給与表を採用しており、また、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当及び勤勉手当の諸手当も県条例と同様である。平成 18 年度からの指定管理者制度導入により当財団も一般法人との競争にさらされており、県職員と同様の内容の現行職員給与規程及び職員手当規則等では一般法人に対する競争力の点で問題がある。

今後当財団が独自に存続して行くうえで、長期的な視点に立った給与規定の見直しが必要であると考えます。

② 退職給付費用、退職給付引当金

③ 旅費交通費

県条例等に基づき「早見表」による概算額が計算され支給されているが、旅費精算に当たって領収書等の添付はなされていない。

また、首都圏、近畿圏及び福岡等の出張においても、実際には旅行パックや往復割引等を利用している場合でも条例に基づく概算額（正規料金等）が支給されており、本人受取額（概算額）と実際本人負担支出額が相違している。結果として経費支出の適正性、経済性及び効率性の点で問題がある。

旅費支出の内容を明瞭にする観点からも、領収書等を添付することを原則としたうえでの実費精算方法に規定を変更し、経済的かつ効率的な経費支出に努める必要がある。

④ 委託費

(2) 入札方法及び契約方法について

① 入札事務の適正性について

平成 20 年度の業務委託契約での指名競争入札では、積算方法を見直し予定価格を前年に比べ 3,100 千円引き上げた業務について、平成 19 年度に引き続き入札に参加した業者 3 社のうち 2 社は平成 19 年度の入札価格より引き下げた価格を提示してきたが、長年契約している 1 社については平成 19 年度の入札価格より 2,100 千円引き上げ落札しているものがあつた。

指定管理者制度の下では管理業務の再委託に関して、効率性はもとより、適正性や透明性が要求されていると考える。今後入札の適切な執行がなされているか十分注意する必要がある。

②競争入札について

指名審査会の議事録が作成されておらず、入札参加者の選定過程が不明である入札案件が存在した。

今後は、指名審査会での業者選定の適正性を保証するためにも、業者選定過程等を記録・保管しておくべきであると考えます。

③落札率について

平成19年度の財団の業務委託契約について、単独随意契約をはじめとしたほとんどの契約が、落札率98%（契約金額に対する予定価格の比率）を超えている状況である。

契約方法の見直し、検討が必要である。

④契約方法について

平成19年度では管理費に計上されている委託費のうち指名競争入札は3件（うち1件は再入札後随意契約）しかなく、ほとんどは随意契約（単独随意契約含む）となっている。

契約事務の透明性を確保する観点からは随意契約、特に単独随意契約は好ましくなく、業務の性質が特異である等の理由がない限り、指名競争入札を実施することが望ましい。

4. 資産の管理状況について

(1) 設備の改修について

県立劇場の開設から25年以上経過しており、設備の老朽化が目立ってきている。特に冷暖房装置の改修、演劇ホールの舞台床の張り替え、客席の布の張り替え、アスベスト除去工事等、緊急性を要し、かつ金額的に多額の予算を要する改修工事が多く存在している。

熊本県の財政はひっ迫していることから、今後PFI等による財政面の課題を解決できる手法を研究し、改修の早期実施を果たす必要がある。

(2) 修繕が困難な設備について

(3) 設備の管理仕様書の見直しについて

(4) 備品の管理について

備品の実査を実施したところ、県立劇場及び財団の所有する備品について、カメラ等、取得から長年経っており、すでに使用ができない電化製品も存在していた。

各備品について今後の使用可能性を検討したうえで、使用ができない備品については速やかに処分の手続きをする必要がある。

(5) 熊本県所有資産の取得時の登録について

平成19年度に購入したロビー用の長椅子8脚について、財団側から購入の報告がなされていたにもかかわらず、熊本県側で登録を漏らしていた。

速やかに固定資産の登録をしたうえで、財団側でも資産の登録内容を確認することを義務付ける必要がある。

(6) 財団資産の固定資産台帳の登録内容について

固定資産台帳の登録内容について現物実査を実施したが、以下のように登録内容と実在数が異なるものがあった。

平成15年3月30日取得 ファイリングケース（工具器具備品）

ウチダ製マップスターA1版 1-874-7010

固定資産明細における登録数	6台
法人備品現在高明細書における登録数	3台
当初実査によって確認された台数	4台

受託事業費の中から取得した財団所有の資産であるとはいえ、財源は熊本県の予算であることから、管理は適切になされる必要がある。今後より高い水準での資産管理が求められる。

(7) 固定資産の除却処理について

備品管理簿を通査したところ、現物の確認ができない資産が存在した。

数年前に備品管理簿を含む固定資産の登録内容の見直しを実施したとのことであるが、固定資産実査等により資産の実在性の確認及びその結果と登録内容の照合まではできていないようである。

5. 内部統制について

- (1) 領収書の管理について
- (2) 25周年記念事業費支出について
- (3) 理事会の運営について
- (4) 理事長の決裁について
- (5) 監事について
- (6) 熊本県の出資比率の算定方法について

IV. 監査結果に添えて提出する意見

1. 施設の改修について

熊本県自体の財政状況は逼迫していることから、年々施設改修のための予算額は減少する傾向にある。よって、新たな財源を確保する必要があるが、この一つとして考えられるのが、PFIによる改修である。熊本県内においては、国立大学法人熊本大学が積極的にPFI事業を展開しており、新規建設だけでなく、建物の躯体だけを残したPFI事業による改修工事も実施している。

このような新たな財源確保による施設の改修等を検討することが望まれる。

2. 自己収入の確保について

3. 学生等のボランティアの活用について

4. 施設利用者の協力による基金の設立

テーマ 出資団体等に対する監査

「天草エアライン株式会社」の概要

I. 監査の概要

1. 包括外部監査人および補助者の氏名、資格

職務	氏名	資格
包括外部監査人	荒木 幸介	公認会計士
以下補助者	山本 修一	公認会計士
	吉川 栄一	公認会計士
	入江 佳隆	公認会計士
	井手 智晴	事務職員
	黒澤 小百合	事務職員

2. 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定による包括外部監査

3. 選定した事件（テーマ）

出資団体等に対する監査 「天草エアライン株式会社」

4. 事件（テーマ）を選定した理由

熊本県の出資団体等は、県の行政を補完又は代行する組織、あるいは地域振興や産業支援を担う組織としてこれまで重要な役割を果たしてきた。しかし社会情勢が大きく変化していく中、県の関与の在り方、実施している事業等について見直しが必要となってきた。

熊本県としても熊本県行財政改革基本方針に基づく平成 19 年度実施計画(アクションプラン)の中でも、県出資団体に関する関与の見直しを実施するという基本計画は提示しているものの、天草エアライン株式会社（以下、「天草エアライン」という。）に関して具体的な施策は提示されていない。

他方、天草エアラインの経営は、後述するように運行する路線利用率の低迷や、保有機材の老朽化、経済情勢の変化に伴う運営コストの状況など、厳しい経営環境にさらされている。

このような状況のなか、天草エアラインに関して、合規性・経済性・効率性・有効性等の視点から調査報告することは県民の利益に有用であると判断し、本テーマを選定した。

5. 監査の着眼点

- ①会社の作成する計算書類が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているか

- ②会社の財政状態および経営成績、資金繰りの状況
- ③会社が運航する航空路線の利用状況
- ④行政コスト計算書による分析

Ⅱ. 会社の概要

No.	項目	内容																																										
1	本社所在地	天草市五和町城河原1丁目2080番地5																																										
2	所轄部署	熊本県 地域振興部 交通対策総室																																										
3	設立	平成10年10月12日																																										
4	資本金	499百万円 ※主要株主の構成 熊本県 266,000千円 53.3% 天草市 114,400千円 22.9% 苓北町 6,000千円 1.2% その他26社 99,000千円 19.8%																																										
5	代表者	代表取締役 尾形 禎康																																										
6	社員数	社員40名、嘱託社員5名、契約社員13名																																										
7	就航路線	天草⇄福岡：1日3往復6便 天草⇄熊本：1日1往復2便 熊本⇄神戸：1日1往復2便																																										
8	所有機材	カナダ ボンバルディア社製 DHC-8-103型（客席数39席） 1機																																										
9	財務状況 (千円)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成15年度</th> <th>平成16年度</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総資産</td> <td>535,581</td> <td>434,503</td> <td>423,133</td> <td>375,539</td> <td>356,369</td> </tr> <tr> <td>純資産</td> <td>395,160</td> <td>335,313</td> <td>308,142</td> <td>193,542</td> <td>111,184</td> </tr> <tr> <td>売上高</td> <td>735,366</td> <td>775,623</td> <td>834,738</td> <td>840,034</td> <td>838,685</td> </tr> <tr> <td>営業利益</td> <td>▲84,144</td> <td>▲64,248</td> <td>▲24,887</td> <td>▲120,025</td> <td>▲120,541</td> </tr> <tr> <td>経常利益</td> <td>▲83,430</td> <td>▲63,667</td> <td>▲24,721</td> <td>▲119,823</td> <td>▲121,264</td> </tr> <tr> <td>当期純利益</td> <td>▲71,926</td> <td>▲59,847</td> <td>▲27,170</td> <td>▲114,600</td> <td>▲82,358</td> </tr> </tbody> </table>		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	総資産	535,581	434,503	423,133	375,539	356,369	純資産	395,160	335,313	308,142	193,542	111,184	売上高	735,366	775,623	834,738	840,034	838,685	営業利益	▲84,144	▲64,248	▲24,887	▲120,025	▲120,541	経常利益	▲83,430	▲63,667	▲24,721	▲119,823	▲121,264	当期純利益	▲71,926	▲59,847	▲27,170	▲114,600	▲82,358
	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度																																							
総資産	535,581	434,503	423,133	375,539	356,369																																							
純資産	395,160	335,313	308,142	193,542	111,184																																							
売上高	735,366	775,623	834,738	840,034	838,685																																							
営業利益	▲84,144	▲64,248	▲24,887	▲120,025	▲120,541																																							
経常利益	▲83,430	▲63,667	▲24,721	▲119,823	▲121,264																																							
当期純利益	▲71,926	▲59,847	▲27,170	▲114,600	▲82,358																																							

Ⅲ. 監査の結果と意見

1. 会社の内部管理に関する事項

- (1) 棚卸資産の二重計上について
- (2) 棚卸資産に係る会計方針の記載について
- (3) 棚卸資産に含まれる重要部品の会計上の取扱いについて
- (4) 固定資産に計上されるべき「航空機」の減価償却について
- (5) 電話加入権について
- (6) 開発費、およびその他の繰延資産の計上について
- (7) 会計方針の変更について
- (8) 役員退職慰労引当金の計上について
- (9) 修繕引当金の計上について
- (10) 前受金の管理及び売上の計上について

2. 現状の経営状態

(1) 純資産の状況について

指摘事項を修正した場合、修正後純資産は債務超過寸前まで減少している。平成13年3月の開業以来常に赤字決算であったため、資本金の499百万円を「食いつぶした」状況となっているのは明白であり、経営の安定化のためには上述の資金繰り状況と合わせ、資本増強を図るための早急かつ抜本的な対策を講じる必要がある。

(単位：千円)

項目	貸借対照表計上額	修正後金額	修正金額
資産の減少項目			
固定資産に計上された修繕費	58,807	58,147	▲660
貯蔵品の二重計上	64,484	55,789	▲8,695
予備部品の償却不足	50,602	16,890	▲33,712
繰延資産の計上	1,787	0	▲1,787
資産減少額合計			▲44,854
負債の増加項目			
役員退職給付引当金の計上	0	1,258	1,258
修繕引当金の計上	0	50,000	50,000
負債増加額合計			51,258

(2) 資金繰りの状況について

下表のとおり、天草エアラインの保有する資金（現預金）は、毎期末減少の一途をたどっている。これは、天草エアラインの営業状況が低迷していることが最大の原因であるが、その他にも突発的な整備・運休の発生、乗務員の退職に伴う想定外の新規採用及び訓練費用の増加等が原因としてあげられる。

< 期末現預金の状況・再掲 >

(単位：千円)

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
期末現預金残高	304,279	189,072	173,170	91,600	61,675

現状の財政状態であれば、年間の資金不足が約 100 百万円、借入金の返済資金約 70 百万円及び支払期日を延ばしている外部業者への支払資金約 140 百万円の合計約 300 百万円の資金補助が必要と考えられる。

3. 行政コスト計算について

(単位：千円)

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
空港単体 行政コスト	672,517	672,610	647,963	656,285	626,468
キャッシュフローコスト	315,453	308,303	283,656	291,978	291,279
年間利用人数	76,161	83,484	85,594	84,315	82,299
利用者 1 人当たりコスト(円)	8,830	8,056	7,570	7,783	7,612
空港・路線維持行政コスト	731,481	717,985	660,658	756,116	745,478
キャッシュフローコスト	357,882	323,637	264,731	359,411	386,611
年間利用人数	76,161	83,484	85,594	84,315	82,299
利用者 1 人当たりコスト(円)	9,604	8,600	7,718	8,967	9,058

現状、天草空港の運営経費は設置者である熊本県が全額負担しており、天草エアラインに必要な補助等を行う場合も熊本県及び地元市町が負担している。

これによると、天草空港の年間の運営費用のみのキャッシュフローコストが約 300 百万円支出されていることになり、空港造成時の費用や付属する施設の減価償却費を含めると、年間の行政コストは 600 百万円を超える。さらに、天草エアラインの赤字分を、路線の維持に必要な機体の整備、運航費用と考えるならば、行政コスト（空港・路線維持コスト合計）は年間 700 百万円を超えることになる。

このように、熊本県は天草空港の運営費と天草エアラインの補助に多額の資金を負担している。この熊本県の負担額が適正なものなのか、自治体間での負担割合が適正なものかについて再検討する必要がある。

4. 監査結果の総括（まとめ）

全体として、計算書類上費用が過少に計上される誤りが目立った。これらの中には社内のチェック体制など内部統制の不備により生じた誤りや、会社の採用する会計方針が一般的な企業会計の基準にそぐわないもの、またその適用自体が行われていなかったものなど、それぞれ原因が異なる。

ただ、いずれの原因にせよ、計算書類は会社の株主他、利害関係者が会社の状況を把握するために重要な情報であるため、一般的な会計の基準や会計慣行に従った、適切な会計処理および計算書類の作成が求められる。

上記の修正結果も含め、会社の財務状況を検討した結果、天草エアラインの財政状

態は債務超過寸前に陥っている。

また、当初想定した以上の整備費及び、燃料費の高騰などにより支出の増加、さらに路線の利用率の低下による収入の減少から業績は低迷し、運営資金の確保においても厳しい状態が続いており、今後も改善の見通しが立たない状況である。

まずは会社の正確な財政状況を把握するとともに、財政状態の改善のためには減増資を含めた資本増強策の検討、資金面については会社の自助努力による収益・費用の改善計画と、当面の運営資金に対する自治体からの支援も検討する必要がある。

IV. 監査結果に添えて提出する意見

1. 天草エアラインの現状

- (1) 収益面での問題
- (2) 費用面での問題

2. 当初計画の問題点

- (1) 収益計画について
- (2) 費用計画について
- (3) 投資計画について
- (4) 運航路線の有効性について

3. 天草エアラインとしての対応

4. 自治体としての対応

5. 今後の課題

- (1) 空港の利用度についての考察
 - ①路線編成の問題
 - ②1機体制での運航による制約
 - ③低い利用率

- (2) 今後の方向性

天草空港の利用目的を、観光客誘致を主眼とするのか、地元の足としての機能と重視するのか、それぞれの場合に分けて経済効果を再度検討し、そのうえで、路線の見直しや機材構成の再検討を行うべきである。

問題解決の具体的な対策については、県や地元自治体及び周辺住民、地元経済を支える企業など、関係者の議論を経た上で、最終的には空港の設置者であり、天草エアラインの筆頭株主でもある熊本県が判断するほかない。今後、天草エアラインの存続の可能性も含めて問題解決のための対策を検討する必要がある。